

やまがた中小企業 令和4年度 第6号



佐藤松兵衛氏（前列左）

令和4年度山形県商工観光功労者表彰

山形県は、3月9日（木）山形県庁において令和4年度山形県商工観光功労者表彰式を開催し、6名の方を表彰しました。

山形県商工観光功労者表彰は、多年にわたり商工観光事業に精励し、県商工観光業の振興及び地域経済の活性化に貢献されている方を表彰し、その功績を顕彰するものです。

本会推薦では、佐藤松兵衛氏（山形県菓子工業組合理事長）が商工団体功労で表彰されました。

平山雅之山形県副知事が各受賞者に表彰状を授与し、貢献への感謝とこれからの期待を伝えられました。

令和4年度山形県商工観光功労者表彰	1
特集1 決算期の留意点について	2~3
特集2 令和5年度本会支援事業のご案内	4~5
特集3 協同組合の消費税について	6~7
令和4年度中小企業労働事情実態調査の概要（山形県版）	8~10
組合運営実務研修会を開催しました／無料で使えるデジタルツール活用セミナーを開催しました！	11
ご存知ですか？中退共の退職金制度	12

決算期の留意点について

I. 書類の提出

1. 決算関係書類の提出

毎事業年度終了後、必ず行わなければならない届出に「決算関係書類」の提出があります。通常総会(通常総代会)終了後、2週間以内に毎年決算関係書類を所管行政庁宛に提出しなければならないことになっています。

(1) 提出について

根拠法規	中小企業等協同組合法 第105条の2 中小企業団体の組織に関する法律(組合法準用)
提出者	代表理事
提出期限	通常総会(通常総代会)終了後2週間以内
罰則	20万円以下の過料

(2) 提出書類

1	事業報告書
2	財産目録
3	貸借対照表
4	損益計算書
5	剰余金の処分又は損失の処理の方法を記載した書面
6	監査報告書
7	前各号の書類を承認した通常総会又は通常総代会の議事録又はその謄本

※決算関係書類の様式は、本会ホームページ(<https://www.chuokai-yamagata.or.jp>)よりダウンロードして下さい。なお、ユーザー名及びパスワードは、本会へご確認ください。

2. 役員変更届

役員の変更(氏名・自宅の住所の変更、選挙・選任による変更)があったときは、その変更の日から2週間以内に、役員変更届を所管行政庁に提出しなければなりません。

なお、通常総会(通常総代会)において新たな役員を選挙又は選任をした場合は、決算関係書類への総会議事録(総代会議事録)添付により役員変更届書への添付を省略することができます。

また、役員全員が再選(重任)となり、役員の名、住所に変更がないときは、行政庁への役員の変更届出は不要となります。(※役員全員重任の場合でも、代表理事の登記は必要となります。)

II. 注意点

1. 財産目録

株式会社等では決算時に財産目録作成の義務はありませんが、組合は決算時に必ず財産目録を作成し提出しなければなりませんのでご注意ください。

2. 剰余金処分案(損失処理案)

剰余金処分案作成にあたっては、定款に記載の通り「法定利益準備金」及び「特別積立金」を積み立て、事業協同組合、協同組合連合会及び商店街振興組合にあつては「法定繰越金(教育情報繰越金)」を繰り越す処理を必ず行って下さい。この処理を適正に行っていないため「法」及び「定款」違反となり、国・県等の中小企業施策の支援、表彰等を受けられない等の事例もみられます。

また、決算関係書類提出時に「株主資本等変動計算書」を提出されている組合がありました。

会社法では、利益処分案に代わり「株主資本等変動計算書」が計算書類の1つとされていますが、組合では作成する必要はなく、「剰余金処分案(又は損失処理案)」の作成が義務づけられています。

(1)剰余金処分案(損失処理案)について

剰余金処分案(損失処理案)とは、決算によって当期利益が算出され、前期繰越利益若しくは前期繰越損失を加減した金額を処分又は処理するために作成するものです。剰余金処分、損失てん補に当たっては、法令及び定款の規定に従って作成しなければなりません。

(2)剰余金処分(損失処理)の方法について

組合法及び定款に定められている積み立ては、当期利益(繰越損失を控除した金額)を基にして行わなければなりません。当期利益(繰越損失を控除した金額)の金額が少額であっても積み立てを行います。

<参考例>

	ケース1	ケース2	ケース3	ケース4
当期末処分剰余金	1	△1	△2	△2
組合積立金取崩	0	1	3	0
剰余金処分量	1	0	0	0
次期繰越剰余金	0	0	1	△2

ケース1・ケース3は剰余金処分案を作成、ケース2・ケース4は損失処理案を作成。

(3)法定利益準備金について

組合は、定款で定める額に達するまでは毎事業年度の剰余金の10分の1(共済事業を行う組合にあつては、5分の1)以上を準備金として積み立てなければなりません。なお、損失のてん補以外には取り崩してはいけません。なお、非出資商工組合の場合は、法定利益準備金の規定はありません。

(4)特別積立金について

定款に定めている場合、毎事業年度の剰余金の10分の1以上を準備金として積立てしなければなりません。

(5)教育情報費用繰越金(法定繰越金)について

教育事業を実施している組合は、その事業の費用に充てるため、毎事業年度の剰余金の20分の1以上を翌事業年度に繰り越さなければなりません。企業組合、商工組合、協業組合は、教育情報費用繰越金の規定はありません。なお、出資配当や事業利用分量配当を実施する組合については、これらを控除した後でなければ配当できないこととなっています。

3. 登記申請

<代表理事変更登記>

総会(総代会)で役員の変更があった場合、代表理事の就任承諾後2週間以内に、法務局に代表理事の変更登記申請をしなければなりません。なお、代表理事が再選された場合でも、登記申請をしなければなりません。また、代表理事が変更になった場合、改印届は申請書と同時に提出して下さい。

<その他の変更登記>

定款変更を行った場合、変更の内容によっては登記が必要な場合がありますので、本会までご相談ください。

※登記を怠りますと、登記懈怠で代表理事個人に過料が科せられますので、ご注意ください。

令和5年度 本会支援事業のご案内

令和5年度本会会員組合等に対する支援事業は以下の通りです。

事業の詳細をまとめた資料「令和5年度組合等に対する支援事業について」を本会ホームページの
新着情報に掲載(4月28日まで)していますので、ご覧ください。

事業の詳細やご不明な点につきましては、本会連携支援部までお問い合わせください。

実施を希望される場合は、同封の「事業実施希望調査票※1」にご記入のうえ、ご返送くださいますよ
うお願いいたします。

なお、事業対象組合数には限りがあり、また実施事業の内容によっては支援事業を活用できない場
合がございますのでご了承ください。

1.本会支援事業一覧 ※2

実施したい内容	事業名	対 象	HP掲載 資料ページ
デジタル化へ対応するため に専門家からの助言・指導 を受けたい	組合デジタル化推進支援事業	中小企業組合	5 12
インボイス制度へ対応する ために専門家からの助言・ 指導を受けたい	消費税インボイス制度対応支 援事業	中小企業組合及び 組合員企業等	5 13
組合員の経営に役立つ勉 強会を開催したい	特定問題研究会	県内一円に組合員 がいる業界団体 としての役割を担う 中小企業組合	6 17
	組織化集中指導事業	中小企業組合	6 18 19
	青年部研究会事業	中小企業組合青年部	6 20 21
	小企業者特別講習会	小企業者で組織する 中小企業組合等	6 7
業界の環境変化に対応した 今後の組合の方向性につ いて検討したい	組合機能強化支援事業	中小企業組合	7 22 23

業界に関連した法改正に伴う対応について組合全体で学びたい	専門家派遣事業	中小企業組合及び組合員企業等	14
業界内での先進地を視察して、見識を深めたい	組織化集中指導事業	中小企業組合	6 18 19
	青年部研究会事業	中小企業組合青年部	6 20 21
組合員の取引力強化を図るために、組合のHPやチラシ・パンフレット等を製作したい	取引力強化推進事業	小企業者で組織する中小企業組合等	7 24
調査研究、将来ビジョンの策定、試作品の開発などを行いたい	中小企業組合等活路開拓事業 ※3	中小企業組合	8
国内外の展示会への出展や展示会の自主開催をしたい			
組合等が行うアプリケーションシステムや情報ネットワークシステムの開発や、開発のための計画立案をしたい	組合等情報ネットワークシステム等開発事業※3	中小企業組合	8
新製品開発、デジタル化、脱炭素化に向けた設備投資をしたい	ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金	中小企業組合及び中小企業者	9
	山形県中小企業パワーアップ補助金		

- ※1 複数の事業の実施希望も可能ですが、ご希望に添えない場合もございます。
 ※2 令和5年3月現在の内容です。今後、内容の一部が変更される場合がございます。
 ※3 事業の詳細は同封の「課題対応支援事業」のリーフレットをご覧ください。

【この記事に関するお問合せ先】 本会連携支援部

令和5年度本会通常総会のご案内

3月9日(木)の理事会において、本会の令和5年度通常総会は以下の通りの開催と決まりました。

日時 令和5年6月14日(水) 13時30分 **場所** 山形市 ホテルメトロポリタン山形
 会員の皆様には、万障お繰り合わせの上、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

まず知ってほしい 消費税の2つの基礎知識

消費税を理解するうえでは、次の「消費税に関する2つの基礎知識」を知っておく必要があります。

<基礎知識その1> 消費税は「売った時」と「買った時」の差額を納税

<基礎知識その2> 零細な事業者は「免税事業者」になれる



1. 消費税納税義務の有無は課税売上高により決定する

消費税納税義務がある事業者を「課税事業者」、義務がない事業者を「免税事業者」といい、これらは課税売上高をもとに以下の判定基準で決定します。

2. 消費税を納税する義務がある「課税事業者」

まずは、次の①か②のいずれかに該当すると「課税事業者」となります。

- ①基準期間(個人事業者は前々年、法人は前々事業年度)における課税売上高が1,000万円を超えている場合。
- ②課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間(その事業年度の前事業年度開始の日以後6か月の期間のこと)の課税売上高(※)が1,000万円を超えている場合。(※)課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額による判定も可能です。

3. 消費税を納税する義務が免除された「免税事業者」

次に、基準期間の課税売上高及び特定期間の課税売上高等が1,000万円以下の場合は免税事業者となり、その課税期間は消費税納税義務が免除されます。ちなみに、免除されていても課税事業者となることは可能です。

4. 消費税の計算方法

消費税の計算方法には、一般課税方式と簡易課税方式の2つがあります。

一般課税方式と簡易課税方式

- 一般課税方式:課税売上にかかる消費税額から課税仕入などにかかる消費税額を引いて求める(引き算による計算)
- 簡易課税方式:事業者の事務処理負担を減らす目的で、売上高の業種に応じたみなし仕入率を乗じて簡易に消費税額を計算する方法です(仕入の際、実際に支払った消費税は、一切考慮しません)(掛け算による計算)

5. どんなときに簡易課税が得か?

- みなし仕入率は以下のように業種別に定められています。
 - (1)第1種事業(卸売業)／90%
 - (2)第2種事業(小売業)／80%
 - (3)第3種事業(製造業)／70%
 - (4)第4種事業(飲食店業・その他(1)(2)(3)(5)(6)以外の事業)／60%
 - (5)第5種事業(金融業及び保険業・運輸通信業・飲食店業を除くサービス業、※協同組合)／50%
 - (6)第6種事業(不動産業)／40%
- 協同組合は原則は第5種事業(第1種事業、第2種事業又は第3種事業に該当する場合があります)[第1種又は第2種に該当する場合は、協同組合等において生産者から農産物を購入して販売する場合。協同組合等が行う共同購入事業及び買取方式で行う共同販売事業(販売先が事業者の場合)は第一種事業に該当します。[第3種に該当する場合は、漁業組合が漁業者からカニを買い取り、ゆでて甲羅と身を分け、缶詰業者に販売した時。

以上から分かるように、課税売上に対する課税仕入の割合が、実際に計算するよりも、みなし仕入率のほうが高い場合は、消費税の納税額が少なくて済みます。

なお、2つ以上の事業を営んでいる場合（例えば、卸売業＝第1種と小売業＝第2種など）は、それぞれの事業に適用されるみなし仕入率によって、事業ごとに消費税を計算します。ただし、1つの事業が売上全体の75%以上を占めている場合は、他の事業にもそのみなし仕入率を適用でき納税額を軽減できます。

6. 簡易課税制度を選択するには？

ただし、簡易課税を利用するには、基準期間の課税売上高が5,000万円以下であって、「簡易課税制度選択届出書」を税務署に決算期開始前までに提出する必要があります。また、「簡易課税」を選択すると2年間（選択した事業年度と翌年度の事業年度）は変更できず、還付が受けられないのでご注意ください。

7. 一般課税と簡易課税の選択の判断基準

本則課税と簡易課税の選び方は、以下のような判断基準になります。が、毎年ビジネスの状況は変化するため、現在のビジネスに即して、一般課税を選んだ方が良いのか、簡易課税を選んだ方が良いのかの選択は、慎重に検討をすることが必要でしょう。

- 一般課税のルールを知る
 - ▶ 一般課税による消費税金額：売上に対する消費税（預かっている消費税）－仕入・経費に対する消費税（支払った消費税）－設備投資で支払った消費税（支払った消費税）
- 一般課税と簡易課税の消費税負担金額の違いがどの程度なのかを試算する
 - ▶ 明らかにどちらかが有利かになるかを知る
- 一般課税と簡易課税のメリット・デメリットを知る
 - ▶ 消費税負担金額以外の事務負担の増などのリスクを知る
- 将来を予測することはできないので、いくつかのパターンの試算をしてどちらが税負担の軽減になるかを定める
 - ▶ 例えば、売上が増減するパターン、仕入・経費が増減するパターン、設備投資を行うパターンなどで試算を試みる
- 簡易課税を選ぶのであれば、「消費税簡易課税選択届出書」を前期までに税務署へ届出

8. 一般課税（本則課税）と簡易課税との比較

比較項目	一般課税	簡易課税
選択するための税務署手続	不要	前期末日（個人事業の場合は前年の年末）までに届出が必要
強制継続期間	なし	2年間強制継続
税金負担面からみたメリット	損することがない	得ることがある
税金負担面からみたデメリット	得ることがない	損することがある
計算負担	手間がかかる	手間がかからない
選択できる事業規模	事業規模に関係なく選択できる	2期前の売上5,000万以下の事業者しか選択できない

本則課税と簡易課税の違いをまとめると以上ようになります。

中小企業労働事情実態調査の概要（山形県版）

本会では、毎年、県内中小企業における労働事情を的確に把握し、適正な中小企業労働対策の樹立並びに時宜を得た中央会の雇用・労働対策事業の推進に資することを目的に、関係組合及び対象事業所のご協力をいただき「中小企業労働事情実態調査」を実施しております。

この度、結果がまとまりましたので主な内容をご紹介します。

【調査方法】 県内の事業協同組合等を通じて、組合員企業（従業員300人以下の事業所）へ調査票を送付し回答を求めた。

【調査対象】 県内800事業所（製造業：440事業所、非製造業：360事業所）

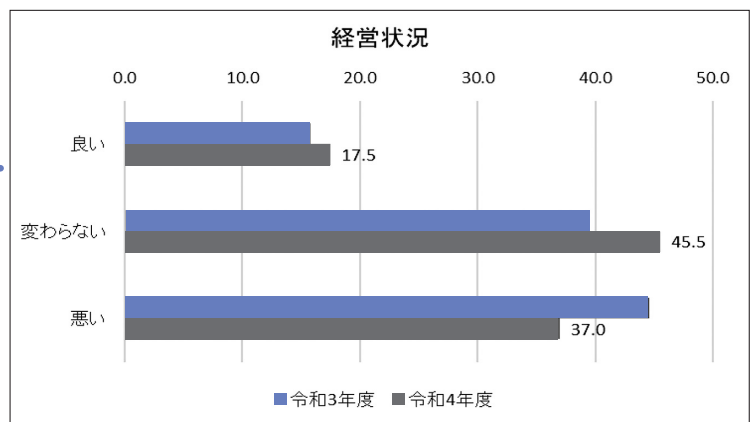
【調査時点】 令和4年7月1日現在

【回答数】 493事業所（製造業：275事業所、非製造業：218事業所）

【回収率】 61.6%

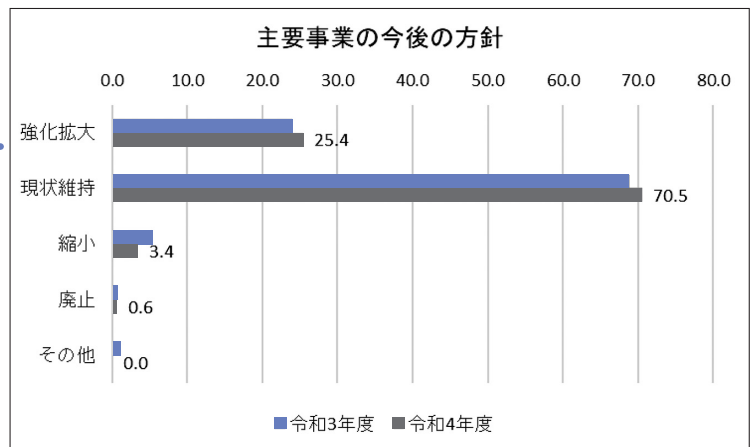
①経営状況

「良い」と回答した事業所は17.5%で、昨年より1.7ポイント増加した。一方、「悪い」と回答した事業所は37.0%で昨年より7.6ポイント減少した。



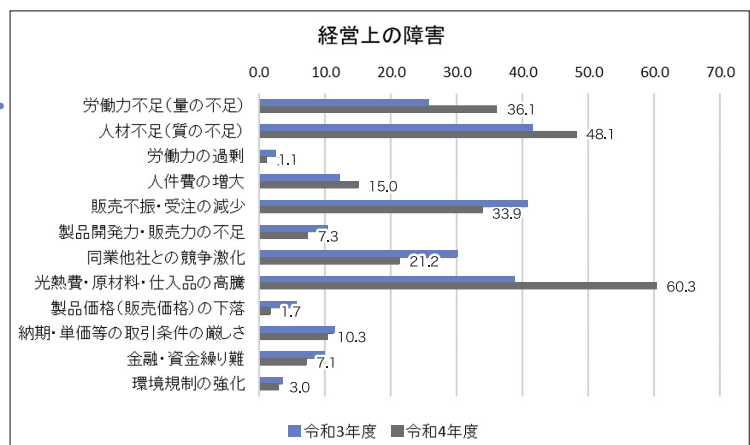
②主要事業の今後の方針

「現状維持」と回答した事業所が70.5%で最も多くなっている。「強化拡大」が25.4%で昨年より1.4ポイント増加し、「縮小」が3.4%と減少した。



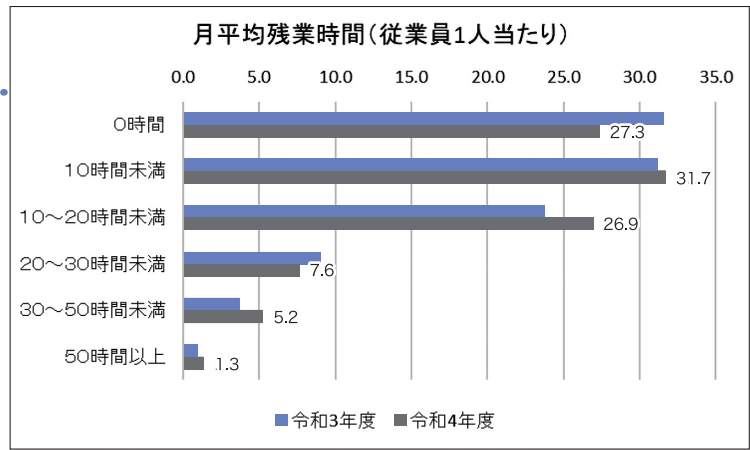
③経営上の障害

「光熱費・原材料・仕入品の高騰」が60.3%と最も多く、昨年より21.7ポイントも増加した。昨年最多だった「人材不足（質の不足）」が2番目で48.1%と昨年より6.6ポイント増加した。その他、「労働力不足（量の不足）」が36.1%と昨年より10.4ポイント増加、「人件費の増大」が15.0%と昨年より3.0ポイント増加した。



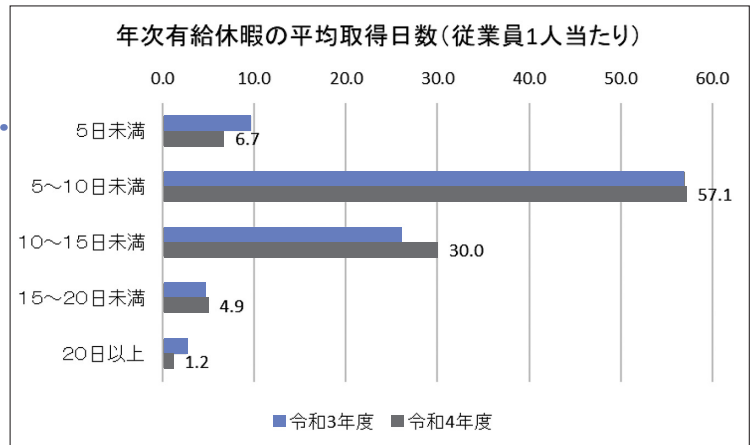
④月平均残業時間(従業員1人当たり)

「10時間未満」と回答した事業所が31.7%と昨年とほぼ同じ割合だが最も多く、次いで「残業無し」が27.3%となっており、昨年の31.6%から減少した。



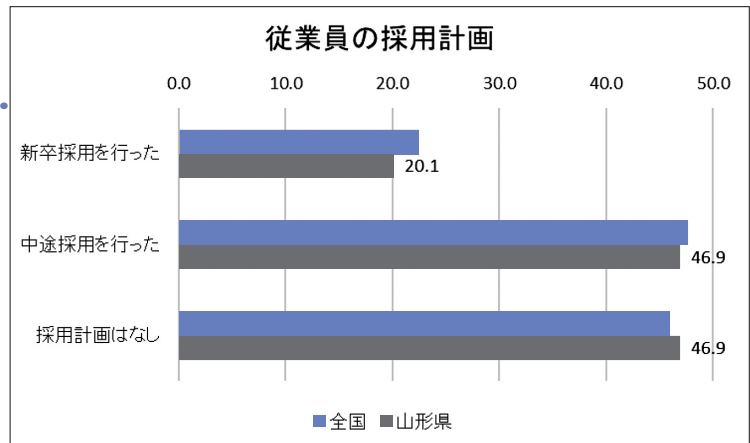
⑤年次有給休暇の平均取得日数(従業員1人当たり)

「5~10日未満」と回答した事業所が57.1%と最も多く、昨年とほぼ同じ割合だった。「5日未満」と回答した事業所は昨年に比べて減少したが、「10~15日未満」、「15日~20日未満」は増加した。



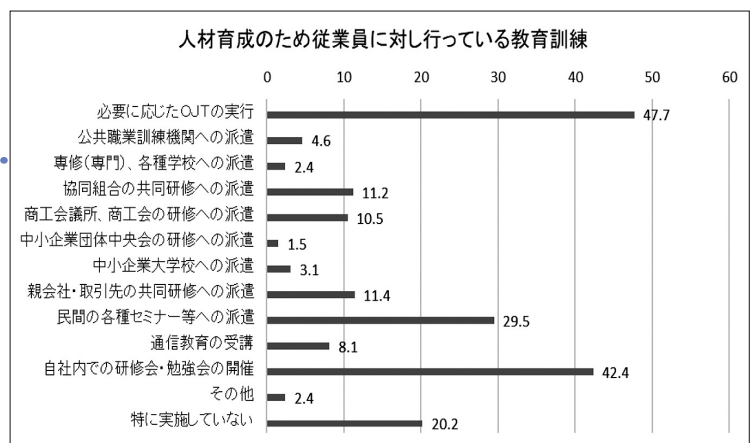
⑥従業員の採用計画

「新卒を行った」が20.1%、「中途採用を行った」が46.9%となっているが、ともに全国平均を下回った。一方、「斎藤計画はなし」は46.9%と全国平均を上回った。



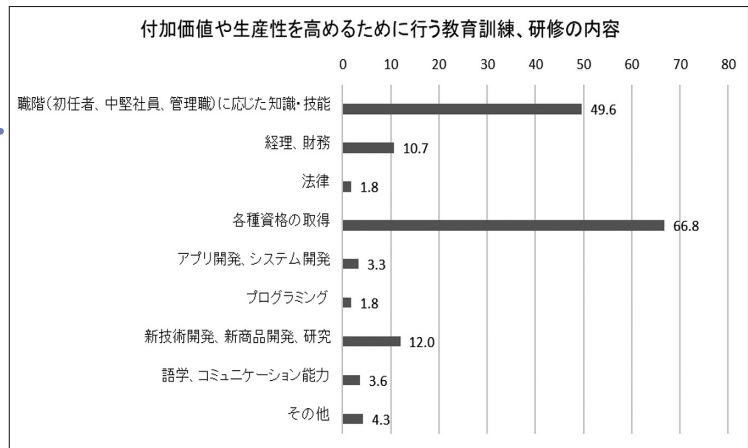
⑦人材育成のため従業員に対し行っている教育訓練

「必要に応じたOJTの実行」が47.7%と最も多く、次いで「自社内での研修会・勉強会の開催」が42.4%、「民間の各種セミナー等への派遣」が29.5%となっている。一方では、「特に実施していない」との回答も20.2%あった。



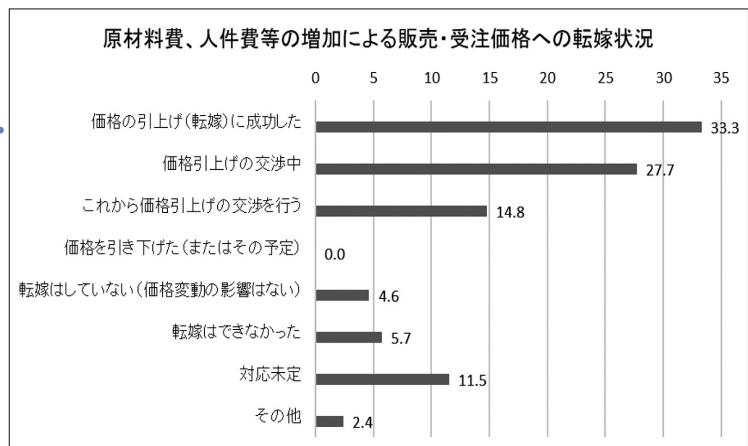
⑧付加価値や生産性を高めるために行う教育訓練、研修の内容

「各種資格の取得」が66.8%と最も多く、次いで「職階（初任者、中堅社員、管理職）に応じた知識・技能」が49.6%と、2つの回答が他の回答より非常に多かった。



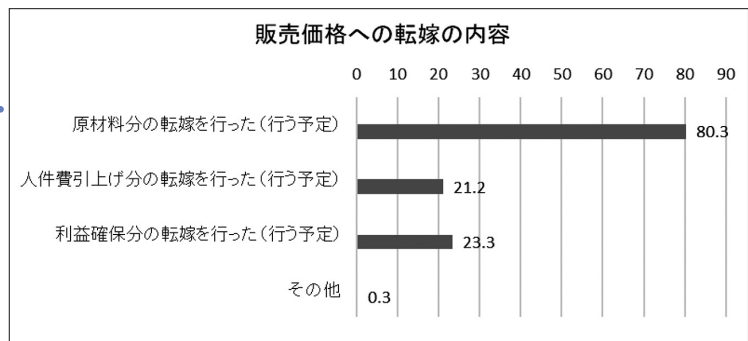
⑨原材料費、人件費等の増加による販売・受注価格への転嫁状況

「価格の引上げ（転嫁）に成功したが」33.3%と最も多く、ついで「価格引上げの交渉中」が27.7%、「これから価格引上げの交渉を行う」が14.8%と続いている。



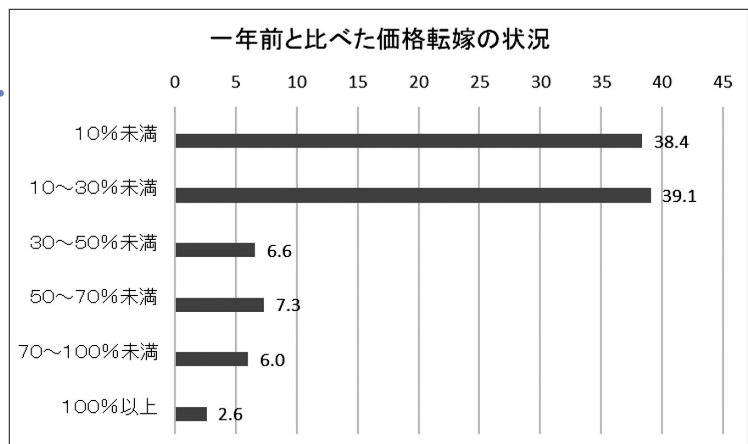
⑩販売価格への転嫁の内容

「原材料分の転嫁」が80.3%と最も多く、「人件費引上げ分の転嫁」が21.2%、「利益確保のための転嫁」が23.3%と回答に大きな差が出た。



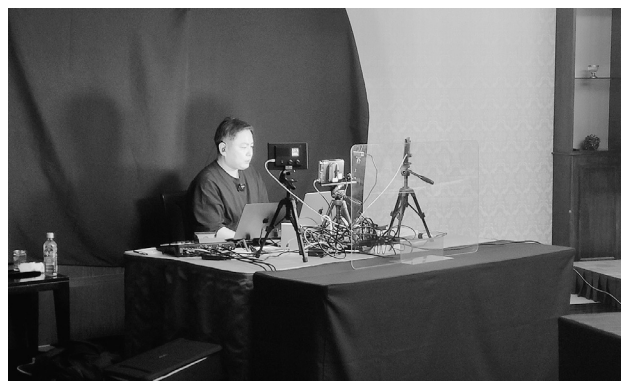
⑪一年前と比べた価格転嫁の状況

価格転嫁が「10～30%未満」が39.1%と最も多く、次いで「10%未満」が38.4%となっている。価格転嫁は出来ているが、大きな値上げは出来ないと考えられる。



最後に、本調査にご協力いただきました組合並びに組合員事業所の方々に、厚く御礼申し上げます。

無料で使えるデジタルツール活用セミナーを開催しました!



2月2日(木)、山形市ホテルメトロポリタン山形にて、「明日からすぐに使える! 無料で使えるデジタルツール活用セミナー」を開催し、会場出席とWeb出席を合わせて、31名の方にご参加いただきました。

宮城県仙台市でWeb制作や企業向けのDXやIT活用のコンサルティングを手掛ける会社を経営し、全国各地での講演や多くの著書の出版もされている株式会社マジカルリミックス代表取締役CEO赤間公太郎氏を講師にお迎えし、「手軽に始めよう! 組合のデジタル化」と題し、ホームページやチラシ・デザイン画像を無料で手軽に作成出来るデジタルツールや、Googleビジネスプロフィールを活用して集客に成功した事例などをご紹介いただきました。

組合運営実務研修会を開催しました



3月7日(火)酒田市ル・ポットフーにおいて、「組合の各種変更登記申請の実務について」をテーマに第1回研修会を開催し、18名にご参加いただきました。

山形地方法務局登記部門総括登記官小山久美子氏を講師としてお迎えし、申請書類の記載方法における留意点や、法改正に伴う押印見直し等についてご説明いただきました。

また、3月16日(木)山形市霞城セントラルにおいて、「組合会計・運営実務研修会」をテーマに第2回研修会を開催し、会場出席とWeb出席を合わせて35名にご参加いただきました。

第1部では税理士の奥山享氏を講師に迎え、令和5年度税制改正のポイント、インボイス制度・電子帳簿保存法の改正点などについての説明がありました。第2部では本会より、法改正に伴う組合の各種届出等の押印見直し、変更登記申請が必要となる事項などについて説明いたしました。

有利

掛金は全額非課税

手数料もかかりません

パートさんも
加入できます

事業主と生計を一にする
同居の親族のみを雇用する
事業所の従業員も、次の条件を
満たしていれば加入できます。

- 小規模企業共済制度に加入していないこと
 - 事業主との使用従属関係を確認できる書類の提出が可能なこと
- ※掛金助成の対象となりません。

ご存知ですか？

中退共の退職金制度。

中退共は、60年で110万社以上の中小企業が利用する国の退職金制度です。

安心

国の退職金制度
安心・確実

掛金の助成を
受けることができます

簡単

外部積立型だから
管理がカンタン



詳しくはホームページをご覧ください

中退共

検索

中退共制度のしくみ

① 加入申込

お近くの金融機関等の窓口でお申込みください。事業主が中退共と「退職金共済契約」を結び共済手帳が送付されます。

② 掛金納付

毎月の掛金は全額事業主負担で、口座振替で納付します。

③ 支払い

退職した従業員の請求に基づき、中退共から退職金が直接支払われます。

独立行政法人 勤労者退職金共済機構

中小企業退職金共済事業本部

ちゅうたいきょう
略称：中退共



〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1 TEL 03-6907-1234 FAX 03-5955-8211